

第二回森林づくりに関する税検討委員会

平成 24 年 3 月 12 日 (月)

議事 1

(青木委員)

これは希望ですが、この中から森林関係上、そういったものを年度別にどういう水準なのか、どういうふうになるかを示してほしいです。

(事務局)

林業関係予算について、青木委員前回欠席されていますけれども、そのときの資料で、平成 9 年から比べると、半減しているという状況です。

(事務局)

福祉はですね、特に最近伸びておりますのが、介護の負担金とか、高齢者医療の負担金が伸びておりまして、唯一の支出の伸びはそういったものが伸びているので、伸びているという状況でございます。

(青木委員)

ありがとうございます。

(山口委員)

今回森林環境税が、法人二税というところですよ、税収入のカテゴリとしては、他府県が導入されている例からすると、法人から取る、法人から税金を徴収する分というのは法人二税のほうにかかってくる？法人県民税ですので、この特権上でいくと。

(事務局)

もし、均等であれば法人住民税となりますので、法人住民税の が返ってくるのかもしれませんが、あるいは法人二税ではなくて法人住民税であればその他の税となります。

(山口委員)

その他の事例からすると、だいたい傾向があおりじゃないですか。そのときに今後また次回に税収とかあると思います。また次回にご提出いただけたらなと思うんですが、たとえば他の都道府県の傾向を三重県に落とし込んでみた場合に、法人税ってどれくらい払っているのかと聞いたら、法人税を払っている企業って一般的にだいたい半分くらいって言われるじゃないですか。たぶん企業数と違って出しにくい部分かもしれませんが、大体の割合とか、だいたい企業でいくと、均等割りだと、資本金別だったりしますよね、その場合に資本金別の企業数であったり、何か事例を元に三重県の場合に落とし込んだ場合に、あくまでも指標があると、あくまでも一例ということはもちろんですが、検討のたたき台にしやすいのかなと思います。

(部長)

他県の場合、いろいろあるんですが、一番多いのが個人の部分です。それから法人の部分です。それを併せてということにして、今委員さんが仰ったのが、法人の場合にということですよ。個人であればどれくらいになるかという話。

(女性委員)

そうですね。

(部長)

それも率ではなしに均等割りですので。資本金に対していくらかというのが法人税です。個人

の場合には500円から1000円ということですね。ですからそれがこの税収のどれくらいの比率を占めるかというのがわかるようにしてほしい。と、はい。

(会長)

その他何か質問等ありますか？

それではこの件引き続き次回も資料を用意してもらおうということで、継続して進めたいと思います。

(事務局)

「災害に強い森林づくり等森林整備」について説明

(委員長)

ご質問等ありますか？では欠席の委員の方から質問事項等ありましたら？

(事務局)

これについても特にありません。

(委員長)

そうですね。どのような展開でもけっこうだと思いますが、何か？

(有城委員)

すみません。この森林所有者からの20年間の管理委託契約というのは県とされるんですか？

(事務局)

おっしゃる通り。林業事業体と協定委託契約をして市町村を交えて三者で環境林づくり協定を二段階、施行については、個人所有者と県と市町村と森林組合と。環境林づくり協定というのを結ぶ。

(有城委員)

というと、所有者三と連絡を取り合うのは市町村さんですか？

(事務局)

いえ、管理協会というのがございまして。

連絡はもともと施業するにあたっては、林業事業体と所有者の間に20年間の管理協定を結んでおりますので、それに応じて何力年、5年だったら5年ピッチで、間伐をしていくことであるとか、植栽していくとか、それはその協定じゃなくて、委託契約の中に含まれています、具体的な契約について。

(有城委員)

報道されている様に今、もう山の所有者がわからないというのがありますよね。そこはこういう協定を結んでいきたいと思います。計画されている区域にまず、所有者のわからない場合はどうするんですか？

(事務局)

それは元々、そういうのは提案しませんので、当事業では不在村地主等につきましては、今のところ考えていません。特に都市部の方にさきほど、ざっと申し上げたようにアンケート、7万5千通、不在村も含めて出しているところでございます。

(有城委員)

ありがとうございます。

(委員長)

最初声かけと言いますが、所有者の方から手を挙げられるのか、事業体、森林施業を管理される

方から30ha集める為に探してくるのかとかですね。そのあたりを実態等。

(事務局)

あくまでも事業体の方が先ですね。青木委員にちょっと。

(委員)

すみません。前回ちょっと第一回の委員会を欠席させて頂いて申し分けなかったんですが、今環境林の話がされていましたので、私も、森林組合の仕事に行っていたんですが、実際この環境林導入というのが、先ほど説明して頂いたように、ゾーニングという生産林ではなく、環境林というふうに分けさせて頂いて、区分した。それからその区分した中で、環境林に指定した、ここを環境林にしようという尾根近く、便の悪いところをまず注目させて頂いて、その所を環境林として整備させて頂いておりましたが、その中で、特に県は道から400m以上というのを1つの規定もありますが、なかなか今の所有者の方々にとっては、なかなか間伐しにくいという面もございます。こういう1つの手の遅れたところ、しかも不便なところを、環境林としていただいたらな、と思います。先ほど質問のありました、所有者の方からするのか、林業体のほうからするのかということですが、そういうゾーニングを計画はしています。そしてまた所有者の方に承諾を得なければなりませんので、所有者のリスト作成、そして公費で手出しもなしというのが、一番森林所有者の方が、一番魅力的なことで、なんとかそれで、整備ができるかなというところで大方の方が賛同いただいている。非常に複雑に不在村、それから境界の不明確な山というのがあるんですが、そういうところがあるんですが、その一帯を30ha以上の部分にまとめますので、個々の境界というのは正直なところにおいて、施行を先に進めるというところも。わかっているところは境界も設定してするということ。そういう番地の1つの大きな界になっていますので、遅れていくということは、いろんな境界でできるだけその地域にやりはじめたら、全ての方に賛同していただくようにしていただいております。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、事務局から「海岸防災林」についてよろしくおねがいします。

(事務局)

「海外防災林」について説明

(委員長)

それでは「防災林」について何かご質問等あれば。

ちょっと今日は時間の関係もありますので、資料を読んでおいていただくということで次回、検討を続けたいと思います。つづきまして、「林業・木材利用の課題」において、事務局小林室長お願いいたします。

(事務局)

「林業・木材利用の課題」について説明。

(委員長)

「林業と木材利用の課題」ということで説明していただきましたけれど、何かご質問はありませんか？

(委員)

公共建物の木造化なんですけど、テレビで2階以上の建物に関しては災害に対しての耐震性が今のところ検討されているということなんですけど、三重県内では、学校の建物等に関して、2階以上必要なのというのはどうでしょうか？たくさんありますか？

(事務局)

こないだテレビでしていたのは3階建ての耐火ということなんですが、実際には建築基準法では、学校建築物については3階建ての建物は耐火構造にしなければならないということで、実質木では建てられないような状況になっています。ただ、海外では4階建て、5階建てのビルも木で建てているという事例もございまして、そういったようなこともございまして、やはり木を使っていくということが今後、CO₂の減少、環境にやさしい生活という点では必要であるということで、これはひとつの実験ということでやらせていただいているということで、建築法の関係で、木がなかなか使いにくいので、どうしたら木を使いやすくできるかということは今検討してもらっている最中です。こないだの燃焼実験につきましては、まだ予備実験の段階で、24年度、本年度には本格的ないろんな対策を講じて実験をするというふうに聞いておりまして、建築法が変更されるという風に聞いております。

(委員)

耐火だけなのですか？耐震のほうは？

(事務局)

こないだの実験は耐火ということで、耐震のほうにつきましては、昭和56年度以降の住宅につきましては、耐震の企画が新しくなっておりますし、それ以降はかなり厳しくなっておりますので、耐震構造につきましては、今のところ問題にはなっていないです。

(委員長)

はい。ありがとうございます。その他何かご質問。どうぞ。

(女性委員)

二点ほど、ご質問させていただきます。まず、1つ今のご説明は生産林についての施業なんですね。林道はどんどんつくって行って作業がしやすいようにということなんですが、獣害というようなことを念頭に入れられた生態学的な環境保全的な視点もいれて環境林をかんがえていくというお話だったと思ったんですが、生産林については、例えば林道はどんどん整備していくということで、生産ということを第一にしていると思うのですが、生態学的な視点で何かご配慮を考えているかどうかということをお聞きしたいと思います。それから需要拡大のところで、いろいろな部分の販路が必要ということだったのですが、これは質問というよりは、こういった事例もあるというお話なのですが、災害の復旧の時に、東北の震災の時に、三重県内のある林家のかたが震災で避難してこられた人達に何か支援ができないかということで、間伐材で、パネルをつくられて支援をされたということを知っています。いろいろな用途があると思うのですが、災害復興住宅用の用材というのはすぐにはやっぱり搬出できないところが、どのみち利用できないと思いますので、これから積極的にそういった取り組みも必要だと思う。

平時より、間伐材の利用で災害に対する備えなども念頭においた備蓄というかそういった様な実際に経済的効果がどうのっていうことではないかもしれませんが、そういった考えもあるかなというのは常々思っていたところなので、意見として、申させていただきます。以上です。

(委員長)

はい。では人工林の生態系というところでいかがでしょうか？

(事務局)

道をつける時はたとえば河川からちょっと離して、どうしても土の道になりますから、流れ出るときに、そういう細かい微粒子が流れ込まないように道をつけるように配慮するというのを生態

学という程ではないのですが、環境に配慮した道の付け方をしておりますし、それから、昔は川沿いに道をつけて、川沿いに土砂が流れていくようにしていたんですが、今はそういう配慮をかなりするようになっていきます。獣害の話もあるんですが、生産林については、今緑の循環を阻害しているのは増えすぎたシカとかですね、このような問題もございまして、やはり獣害策というものも1つ余分な負担になったといたらおかしいですが、昔だったらそんなの気にしなくても植えられましたし、よかったです、今はそういうのもしないとなかなか植林ができないとかそういうことで、対策じゃないのですが、かなりのネックになっています。それから復興住宅の備蓄という話ではないですが、復興住宅については、今回国の方で三次補正予算というのが組まれて、その予算の中では、間伐したら、1ha あたり20立方、間伐材を出しなさいという制度になっているというのは来年度から24年度から26年度までの三カ年なのですが、そういう復興対策の予算が組まれていて、三重県でもかなりそういうふうな対策を打っていきたいと考えています。また、備蓄については、以前三重県にも仮設住宅、今回宮城県に、三重県の間伐材の仮設住宅ご提案させて頂いて、一応対象Bとまではいったのですが、実際はあまり建っていないですね。どうしても、間伐材の仮設住宅になってくると、災害については役割分担がいろいろ複雑で、そういう意味で、採択されなかったんですが、三重県でもどっか仮設住宅を備蓄するようなところをつくったらいいじゃないかということで、今回ああいう大きな災害がございましたので、我々としてはいろいろ検討していきたいなと考えたのですが、いろいろかかる話もございまして、そういうような話もないことはないということで、ご理解いただきたいと思っております。

(委員長)

その他何かご質問ございますでしょうか？それでは続きまして、「教育現場における森林環境教育の課題」ということなのですが、前回の意見で現場の声を聞きたいというご意見がありまして、大杉谷自然学校の西大校長に来ていただいておりますので、西大さんからおねがいしたいと思います。

(西大校長)

「教育現場における森林環境教育の課題」について説明。

(委員長)

それではこの件につきまして、何か質問等ありましたら？では後でまとめて総合討論の時間ですしたいと思いますので、続きまして、「里山の課題」について事務局からお願いします。

(事務局)

「里山の課題」についての説明

(委員長)

どうもありがとうございました。それでは只今の件につきまして質問等ありましたらいかがでしょうか？では「流木も含む海岸漂着物の状況」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「流木も含む海岸漂着物の状況」について説明

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。それでは、海岸漂着物につきまして、何か意見等ありましたら、お願いします。

(青木委員)

ちょっとお聞きしたいのですが、三重県の海岸漂着物対策推進計画というのが、案で回ってきた

のですが、私の方も、ワークショップ等で各地域で、漂着物のいろいろ聞かせていただいて、うちのほうは鳥羽のほうでそちらでさせて頂いているんですが、これはまとめというのは23年度でまとめるような、私の方は日本NUSという会社でされているようなのですが、このまとめは23年度までですか？

（事務局）

実は3月11日、昨日までパブリックコメントをしまして、至急にとりまとめまして、協議会をさせて頂きまして、年度内には公表、計画として公表させて頂くということで進めさせて頂いています。

（委員）

この中でいろいろこの各河川から流れ出る漂着物のいろんなペットボトルを紹介して、流れていく方向を我々森林組合ですので、漁協さんの方へいくと初めは大いにしかられてしかられて大変なのですが、今はある程度理解していただいて、やらせてもらっているわけなんです、23年度でこの事業は終了するという事なのですね？

（事務局）

計画の策定自体は23年度で終了なんです、この計画を作って終わりではなくて、この計画に基づいていろいろな取り組みを進めて行くということでこれから本格的に取り組みの方を進めて行きたいと思います。

（青木委員）

ぜひとも流れてついた不明なゴミを公開するとか、いろいろ出されているみたいなのでこれも大きな1つの課題かなと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

（事務局）

引き続き森林組合連合会さんにもご協力頂くよう宜しくお願ひしたいと思います。

（委員長）

はい。どうもありがとうございました。その他どうでしょうか？

（岡井委員）

は非常に大事だと思っています。実は私も大雨のあった際に自分の所の200mくらい処理させてもらっているんです。それで環境という環境でまずゴミを燃やすのは法律でどこまでできるのかどうなのか？海の所ですと、南伊勢町の海岸は結構人がいるんですわ。けっこうプラ製の漂着物、大事な庭園に使えるようなのが結構あるんですわ。それで、林業をしている方が自分達の環境をもう少しきれいに大切にするという観点で、海岸なんかも皆さんで出合い作業してもらった方が、かなりゴミが減ると思うんですが、それをするには法的な縛りはないのでしょうか？

（事務局）

焼却という事に関しては、廃棄物処理工程という法律がございます。その法律の中では、野焼き、焼却施設を用いない焼却というのは禁止されています。ただ例外というのもございます、全く全てがだめではないのですが、基本的には野焼きは法律上、禁止されています。本来、法的な位置づけの中では漂着ゴミについては、海岸管理者というのが、海岸漂着推進というなかでも位置づけられています。ただ先ほど、私も言いました通り、三重県の場合は県土整備部が海岸管理者になるんですが、処理については税金の中で処理をしなければならないという形になってまして、やっぱり予算の範囲ないでしかできない現状がございます。ですので、優先順位を付け

て清掃を実施しておりますが、三重県の海岸は100キロ以上ございますので、全ての海岸をきちんときれいに清掃できるかという決してそういう状況にはなっていません。ですので、NPOとか環境保護団体とか、いわゆる清掃活動されている団体さんのもとできれいにされているわけですが、それで回収していただいたゴミについては、ほとんどの場合、市町の焼却施設で受け入れて処理をして頂いている状況でございますので、野焼きというのは法律で禁止されていますので、できればそういう形で市町のほうも回収していただければと思います。

(委員)

最初に県全体の一般会計、普通会計についてその概略について聞かせてもらったんですが、1つお聞きしたいのが企業会計ありますよね、例えば病院、となってますが、志摩病院なんかの場合は国の方で、公税措置がとられていると思うんですね。それで県の場合ですと、今の県の病院体制の国からの交付税措置はどれくらいになるのか。分かれば教えてください。

(事務局)

今手元に、すぐにくらというデータはないのですが、高度な医療をするときに、どうしても民間の病院ですと、不採算になる部分とかですね、精神病院なんかでも、不採算になる病院とかで、一般会計から繰り出しをしているんです。その繰り出しに対して、国の交付税の方で、みられておりますので、志摩病院なんかも地域の医療とか高度医療にかかる部分ですね、そういう過疎というか、過疎地というか、人数が少ないのですが、そういう病院を置かなければいけない地域を守る為に繰り出ししている部分はあるので、そこで一部交付税でみれている部分があります。すみません、今データできには今手元にないもので、必要があれば。

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。ではこれまでのところで、全般的にご質問等ありましたら、お願いしたいとおもいますが、あるいは事前に事務局のほうで質問等いただいていたら？欠席の委員の方から何か？

(事務局)

森林環境教育の関係でいくつか、ご意見頂きましたので、まずご紹介させていただきます。清水委員の方からですね、前回委員会でもご発言でもあったかと思いますが、学校教育の中で評価において森林に関する記述があるのですが、そういったものをその場限りにせず課題学習とか職業体験に連結して生かしていくことを推進していくべきではないかと思う。というような意見でありますとか地域に即して、小中高一貫したプログラムを開発していく必要があるのではないかと、後、子育て世代と一緒に学んでもらう世代は、自治体や政治に関心が少ないので、子供と学校を通じて学ぶことが一番ではないかと。それと大人が最も学ぶのは子供を通じてではないかという意見です。それと同じく森林環境教育に関して、新海委員の方から、俗に森林環境教育というのは学びを重ねていく物である。ということで、それぞれ段階的に違うので、体系的なカリキュラムが重要であり、本来の森林環境教育にはこういったプロセスが必要であると。そういったものが教育委員会や学校との連携がなければ実施が難しいということです。それと面白い意見といったらあれなのですが、政策形成の合併においてステークホルダーによる丁寧な合意形成プロセスが必要であり、そういった政策の説明等意見交換、利害対策を実施する団体の調整などが必要である。ここをいかに丁寧にするかで、県民の意識が変わってくるという意見があって、こういった過程が大人への森林環境教育になるという意見がありました。他にもたくさんあるのですが、とりあえず時間がかかりますので、ここまで紹介させていただきます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それではどうぞ。

(有城委員)

さきほども少し言わせてもらった生産林と環境林の件なのですが、やはり今後ゾーニングということで、なかなか全体としてどう見るかということが不安になってきますので、ぜひ森林全体として連続したものとして考えて頂きたいというお願いです。それからもう一つ、環境林ということで、森林全体が再生することを促進していくために、非常に制度的に見直しが必要であるというお話をされたと思うのですが、その辺に隠れた地権者や不明である地権者をどうしたらいいのかということですが、森を変えていこうという先ほどもお話にあったのですが、森を変えていこうというようなそういう、大きな意味での数値を全体に今からでも、県民全体にまた、日本全体にしていく必要があるのではないかなと思います。県民一人一人が森の緊急的な状態というのを非常に心配しているというのを私は日頃からつぶさに感じておりますので、その辺でメリットがあれば隠れた方達もこういうふうになれば良くなっていくのだということを感じられる様な施策をとっていただくということが遠回りであるかもしれないのですが、まずもっと県民全体に理解を求めるような施策をお願いしたいと思います。以上です。

(委員長)

はい。どうもありがとうございます。その他のご意見どうですか？

(小林委員)

森林環境教育なのですが、お話を聞いていると、キャリア教育じゃないのかなという気がしたのですね。教育CSR学校側がキャリア教育をしなさいと言われても地元の企業さんの働きがなくて、どこに働いた事もないし、どこに連れて行ったらいいかわからない。特に学校との関わりもなくて、受け入れる機会もないということで、経済産業省さんの事業で教育コーディネーター事業というのがあってそれを結びつけていきましょうという事業が行われていたのですね。まさに森林環境教育というのは小学校、中学校、高校生とか大学生で職業選択をする時に、林業の事業者の方と関わりがあるとか、知っているかどうか、選択肢の一つに入るかという観点で、すごく大きな意味を出していると思うんですよ。ですから、こういった教育をすることによって担い手不足を解消したり、もしくは、その方々も大人になって家を建てたり、もしくは木材を活用するような事業所につくかもしれませんよね？販路の開拓と言いましょか？利用の促進というところにも関わってくるかなと思いました。教育の企業と結びつけるということも一つそうなのですが、大人の環境教育という観点からもう既にあるかもしれません、間伐材を活用したビジネスとか、今何でもいいですよという広い観点でやっていますが、森林を活用したとか、間伐を活用したとか、間伐材を活用した何かビジネスを考えてくださいという風にするとかですね、例えば三重県には三重大学がありますので、実際に林業体験をして頂いて、その後何かしら、課題を提案したり、課題の解決策を提案したりとか、もしくは今課題となっている木材利用の促進と言うことであれば、こういうふうにしたら、木材利用は活性化されるのではないかということ逆を学生の方から提案して頂くとか、もしくは例えば三重県林業を産業観光と位置づけて観光客を引き連れてくるとか、何かもっと他のことと結びつけると、環境教育というカテゴリだけでなく幅広いところにも影響してくるのではないかなと思います。以上です。

(委員長)

はい。どうも、ありがとうございます。その他ご意見等ありますか？

(委員)

前回すみません欠席して申し訳ありません。今日のお話を伺ってですね、最初非常に三重県の税制状況は、減っているとか、県税収入が減っているとか大変厳しい状況で、その一方で森林づくりに関してそれだけ色々な事が必要なのでやっていきたいとか、ストーリーとしては、県民の皆さん、森林づくりに関する税の負担を求めて行きたいので検討してくださいということなんですが、国でも参議院でも消費税の話も出ていますが、大筋は分かるんですが、その負担を求めらるのであればその前にまずやる必要があるでしょうというのが、県民の皆さん思われる事だと思います。ここの検討委員会で結論を出すのは県民の皆さんからそういう声も出てくると。何をお話させて頂きたいかと言うと、今日資料を出して頂いた色々な取り組みが必要ということはあるのですが、どれくらいお金がかかるのかということは、必ずしも今日は明かではなかったと思うのです。ではどれくらいお金がかかるから、どれくらい負担がかかるから、どれくらい足りないから、協力を求めたいかと言えば、そこは見えない。そこは明らかにして頂く必要はあるのかと思います。それを考えた時に作業道の整備、林道等の整備ですね、林道の整備ということは拳がっているのですが、林道についても、これまで何十年も永遠と整備されてきたのです。ところが、今周りを見てみると、きちんと周りが営林されているかという、必ずしもそうではない。林道は林道があるのですが、走ってみると周りは荒れ果ててしまっているというのはあるのです。そんなに林道を山の奥の方まで作っていく必要があるのというところが、今まで作った林道が、費用対効果があれば、ちゃんと意味があったという検証をして頂かないと、本当にこれをさらに作る必要があるのかということですね。それからさきほど、生産林と環境林のお話を頂いたのですが、環境林の話というのは言ってみれば、その森を持っている所有者さんからすると、全くご自分は負担をされなくて、公費で環境林として整備をしていきますよと、所有はしていくけれど、自分は一切手をかけませんよというそんな虫のいい話だと思うのです。そんなことが許されるのかといえば、たぶん森を持っている方はそれでいいと思われるかもしれませんが、そうでない方はあまり納得いかないのではないかなと思うのです。やはり、地主の方の負担と言いますが、耕作放棄というのはそうだと思うのですが、森林については、自分でも林業を続けられないのであれば、場合によっては所有権を放棄して頂くということも含めて考えていかないと、森林づくりに税金が必要だよと言われても、大筋は分かってもやっぱり納得できないという県民の方は多いと思うので、その辺が分かる資料を今後ご用意頂けるとありがたいなと思っております。

(委員長)

はい。ありがとうございます。今のこれについてはまた次回ということによろしいでしょうか？そういう手順を踏んでいきたいと、委員会としても次は三回目になります。その時に、今日資料の5で出てきたような、ただ、税導入をどうするかという検討も進めていかなければならないといけないんですが、そのためにはこういう具体的な取り組みの事例ですね、これも小林さんから言われたようにそのエントレスで、どこまでするのかというようなことや、あるいはこれまでの導入の効果はどうなのかということで、さらに検討が必要だと思うので、そのあたりを含めまして、また次回までの、原案と言いますか、主な用途とか必要金額、またそれが県の予算に対してどのくらいの積算になるのかということも含めまして、資料を作成して頂き、次回議論できるなと思います。ということでよろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。では、長時間になりましたが、以上で本日の事項に関しましては、議論を終了させていただきたいと思

います。それでは、次回の日程等について、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは次回の開催の関係でございますが、4月の25、26、27日で調整をさせていただきたいと思っておりますので、また、後日日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。それと、資料3に議事録をつけております。この委員会公開ということで了解をいただけませんでした。こういった形で議事録をHP等でも公開しておりますので、了解いただきたいと思います。それと、こういったみんなで支える森林づくりニュースというをお手元に配布させて頂きましたが、この検討状況も含めてみんなで支える森林づくりというのを広く県民の皆さんに知ってもらおうということで、こういったものを若い方達はインターネットとかフェイスブックとかで、情報を入手できますが、それ以外の方でなかなかインターネット等、馴染みがない方については、情報を入手する方法がないということで、こういったニュースを作りまして、配布していきたいと思っております。そういった中で、今回裏に、前回の第一回森林づくりに関する税検討委員会を開催しましたというご案内だけさせて頂いているのですが、今後は、皆さんの意見等をこういったかたちで、ニュースに載せていきたいと思っております。それで、議事録に全部載せる訳には行かないので、事務局の方で要約させて頂いて、委員長に承諾をいただいてこういった形でチラシに載せていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。それと最後に、意見紹介をする予定だったんですが、時間の関係もありまして、ご紹介できなかったもので、それについては委員の皆さんに送付なりメール等で配布させて頂きたいと思っておりますし、今後はあらかじめ、委員の皆様にご了解頂いて、意見書については配合できるように準備させていただきたいと思っておりますのでご了解いただきたいと思います。

(事務局)

それでは、閉会にあたりまして、辰巳森林部長から閉会の挨拶をさせていただきたいと思っております。

(部長)

閉会の挨拶